

令和6年度以降の保健事業について

東京支部では、令和5年4月に改訂された公立学校共済組合の事業方針「保健事業実施に関するガイドライン」を踏まえ、今後の保健事業のあり方について、「保健事業検討委員会」を設置して検討を行っています。令和6年3月に検討結果をとりまとめ、令和6年4月から実施予定です。

令和6年度の保健事業については、春号及び東京支部ホームページでお知らせします。

見直しの背景

●保健事業を取り巻く環境

- ・ 国による健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくりの強力な推進
- ・ 共済組合全体の組合員数の急激な増加と年齢構成の変化

●公立学校共済組合の事業方針

- ・ 保健事業の目的である「組合員とその被扶養者の健康の保持増進・疾病予防」に沿わない事業の見直し
- ・ 本部から各支部への保健事業財源の配分方法の変更 → 東京支部事業財源の減少(約40%の圧縮)

令和5年11月時点の検討状況（保健事業見直しの考え方）

●検討の視点

限られた財源で効果的に保健事業を実施するため、新ガイドラインを踏まえ、事業内容の見直しを行う。

●健診事業（人間ドック・オプション、器官別健診）

- ・ 基本ドックは、助成額を見直しつつ継続（助成額は年度ごとに見直し）
- ・ 5大がん検診項目への助成は継続。その他の項目は廃止を含め検討

●健康づくり事業（こころの相談、スポーツクラブ利用補助、健康ポイント等）

- ・ 事業内容の充実を図りつつ継続

●一般事業（福利厚生サービス提供等）

- ・ 福利厚生サービスは、保健事業の目的に沿った内容に大幅見直し
（育児・介護メニュー、島しょ支援は継続。宿泊、レジャーなど、その他のメニューは廃止を含め検討）

問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

☎03-5320-6821